

令和8年度

島根県・松江市屋外広告物講習会

受講案内

令和8年6月

島根県・松江市

この講習会は、島根県屋外広告物条例及び松江市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得していただくことを目的として開催します。

なお、松江市内で屋外広告業を営もうとする方は松江市長の登録を、松江市以外の島根県内で屋外広告業を営もうとする方は知事の登録をそれぞれ受けることが必要です。そしてその登録に当たっては、営業所ごとに業務主任者を選任しなければならないこととされています。この講習会を修了された方は、業務主任者としての資格を得ることができます。

1. 開催日時

令和8年8月31日（月）10時30分から17時00分まで

9月1日（火）9時30分から12時00分まで

※終了時間は多少前後する場合があります。

※受付は、8月31日（月）10時00分から10時30分まで

2. 開催場所

島根県松江市白潟本町43

松江市市民活動センター（STIC）2階 201・202 研修室

TEL: 0852-32-0800 (<http://matsue-stic.net/>)

3. 講習科目

- ① 屋外広告物に関する法令
- ② 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- ③ 屋外広告物の施工に関する事項

※講習科目の免除について

次のいずれかに該当する方は、講習科目のうち「③屋外広告物の施工に関する事項」（2日目）の受講が免除されます。

- (1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法に基づく帆布製品製造に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者

講習科目の免除を希望される方は、資格を証明する書面（写）を提出ください。

4. 対象者

屋外広告業を営もうとする方、屋外広告業に従事している方など

5. 受講申込

- (1) 受講申込の受付期間

令和8年7月1日（水）から令和8年8月14日（金）まで

(2) 申込方法

「しまね電子申請サービス」から必要事項を入力し、申し込みください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/okugaikokokubutukosyukai>



(QRコード)

講習科目の免除を希望される方は、申し込み時に資格を証明する書面（写）をアップロードしてください。

(3) 受講案内の配布先

島根県のホームページから、受講案内をダウンロードすることができます。下記 URL にアクセスして、お使いください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/keikan/okugai/kousyukai.html>



(QRコード)

6. 定員

40名（先着順）

7. 受講手数料

(1) 手数料

5,780円

(2) 納付方法

島根県土木部都市計画課にて申し込み内容を確認した後、申請時に使用されたメールアドレス宛に支払い依頼の通知をお送りいたします。

しまね電子申請サービスからクレジットカード、Pay-easy（ペイジー）、PayPay によりお支払いください。

※申込の受付後は、講習会を受講されなくても手数料はお返しいたしません。

8. テキスト

講習会では、次の本をテキストとして使用します。受講される方は、各自で書店にてお買い求めのうえ持参してください。

- ・屋外広告の知識 法令編（第5次改訂版）※令和元年5月に改訂されています。
- ・屋外広告の知識 デザイン編（第4次改訂版）
- ・屋外広告の知識 設計・施工編（第4次改訂版）

なお、当日会場でも販売します。会場での販売を希望される方は、受講申込時に併せて申し込みください。

9. 修了証の交付

講習会を受講された方に、講習会修了証を交付します。

遅刻、退席等があった方には修了証を交付しない場合があります。

10. その他

講習会についての詳細は、下記にお問い合わせください。

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部都市計画課景観係

Tel:0852-22-6773 Fax:0852-22-6004

E-mail:toshikei@pref.shimane.lg.jp

令和8年度 島根県・松江市屋外広告物講習会 日程表

場所：松江市市民活動センター（ステイック） 2階 201・202 研修室

1 第1日目：令和8年8月31日（月）

| 時間 | 講義等 |
|--------------------------------|---|
| 10:00～10:30 【30分】 | 受付、テキスト販売((株)ぎょうせい) |
| 10:30～10:40 【10分】 | 開講式 |
| 10:40～11:50 【70分】 | 屋外広告物に関する法令 (屋外広告物法、島根県屋外広告物条例) 島根県土木部都市計画課 景観係 |
| 11:50～13:00 【70分】 | 休憩・昼食 |
| 13:00～13:30 【30分】 | 屋外広告物に関する法令(松江市屋外広告物条例) 松江市都市整備部建築審査課 景観指導係 |
| 13:30～13:50 【20分】 | 屋外広告物に関する法令(道路法) 島根県土木部道路維持課 道路管理係 |
| 13:50～14:00 【10分】 | 休憩 |
| 14:00～14:20 【20分】 | 屋外広告物に関する法令(建築基準法) 島根県土木部建築住宅課 建築物安全推進室 |
| 14:20～14:40 【20分】 | 屋外広告物に関する法令(景観法) 島根県土木部都市計画課 景観係 |
| 14:40～14:50 【10分】 | 休憩 |
| 14:50～16:50 【120分】 ※休憩含む | 屋外広告物の表示の方法に関する事項 島根大学名誉教授 石野 眞 先生 |
| 16:50～17:00 【10分】 | 事務連絡 |

※講習科目「屋外広告物の施工に関する事項」の免除を受けた方は、お帰りの際に修了証をお渡します。

2 第2日目：令和8年9月1日（火）

| 時間 | 講義等 |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 9:30～11:40 【130分】 ※休憩含む | 屋外広告物の施工に関する事項 島根県広告美術協同組合 |
| 11:40～11:45 【5分】 | 休憩 |
| 11:45～12:00 【15分】 | 閉講式(修了証交付) |

終了時間は、12:00までを目安としております。

松江市市民活動センター位置図



■JR松江駅から松江市市民活動センターまで

※徒歩：JR松江駅から「松江市市民活動センター」まで約10分

※バス：JR松江駅から乗車した場合（バス乗り場は、JR松江駅北側にあります。）

①松江市営バス

「天神町」バス停下車後、徒歩約1分 など

松江市営バスの時刻表は <http://matsue-bus.jp/> をご参照ください。

②一畑バス

「天神町」バス停下車後、徒歩約1分 など

一畑バスの時刻表は <http://www.ichibata.co.jp/bus/> をご参照ください。

■駐車場について

松江市市民活動センター駐車場は有料駐車場が利用できます。センター利用者の駐車料金は、1回あたり一律200円となります。